

議案第 29 号

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止について

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 16 年条例第 37 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

（市川市手数料条例の一部改正）

- 2 市川市手数料条例（平成 11 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 16 年条例第 37 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定により多目的サービスを提供するとき及び」を削り、「同条例第 2 条第 1 項第 1 号アからエまで」を「交付することができる次」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 市県民税に関する証明書
- (2) 固定資産税に関する証明書
- (3) 納税証明書

(4) 戸籍証明書

(5) 住民票の写し

(6) 印鑑登録証明書

(市川市印鑑条例の一部改正)

3 市川市印鑑条例（昭和52年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書、第2項及び第3項を削る。

第9条の2を削る。

第12条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項中「第1項から第3項まで」を「前2項」に、「個人番号カードを」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下この項において「個人番号カード」という。）を」に改め、「前項に規定する」を削り、同項を同条第3項とする。

第13条第1項中「前条第4項及び第5項」を「前条第3項」に改め、同項第1号中「又は窓口対応住基カード」を削る。

第20条ただし書中「第12条第1項本文及び第2項」を「第12条第1項本文」に改める。

(市川市印鑑条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の市川市印鑑条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項ただし書の規定により同項本文に規定する印鑑登録証（以下「印鑑登録証」という。）の交付を受けていない者又は旧条例第9条の2の規定により印鑑登録証を返納している者であって、旧条例第7条第3項の規定による印鑑登録証の交付を受けていないものに係る同条第2項（第2号に係る部分に限る。）及び第3項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

5 市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成6年条例第

２２号）の一部を次のように改正する。

第１１条第３項ただし書を削る。

第１４条第１項中「第６条第３項本文」を「第６条第３項」に改め、「又は館外貸出対応住基カード」を削る。

（市川市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

６ 市川市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成２０年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第６条第３項ただし書を削る。

第９条第１項中「第１１条第３項本文」を「第１１条第３項」に改め、「又は館外貸出対応住基カード」を削る。

理 由

令和 7 年 1 2 月 3 1 日までに全ての住民基本台帳カードの効力が失われることから、同カードを利用して提供するサービスを定める本条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。